

鳥取県庁第2庁舎広告取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱（平成19年2月16日付第200600171610号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県（以下、「県」という。）が実施する鳥取県庁第2庁舎（以下、「第2庁舎」という。）への広告の掲出を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2 第2庁舎へ掲出する広告の内容は、要綱第3条および第5条の規定に基づくものとする。

(広告の募集方法等)

- 第3 第2庁舎に広告を掲出する権利は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則11号）（以下、「会計規則」という。）の定めに従い、一般競争入札又は随意契約により決定した広告代理店（以下、「決定広告代理店」という。）に広告掲出位置を指定して売り渡すものとする。
- 2 決定広告代理店は、第2庁舎に広告の掲出を希望する者（以下「広告主」という。）の募集・決定、広告主との調整、広告原稿の事前確認、広告原稿の県への承認申請、広告の作成及び掲出、定期的な巡回による広告のメンテナンス、広告の掲出期間終了後の原状回復等広告掲出に係る一連の業務を行うものとし、その業務に要する費用は決定広告代理店が負担する。
- 3 広告主は、決定広告代理店に広告の掲出を申し込むものとする。

(広告の掲出位置等)

- 第4 広告の掲出位置、規格及びデザインは、別紙1のとおりとする。
- 2 決定広告代理店は、広告の掲出及び撤去（以下「広告掲出等」という。）完了後に県の確認を受けるものとする。なお、広告掲出等は鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く期間に行うものとする。
- 3 広告の掲出期間には、広告掲出等及び前項の確認を受ける期間を含むものとする。

(広告内容の承認)

- 第5 広告は、その内容についてあらかじめ県の承認を得たものでなければ掲出することができない。
- 2 前項の承認を得ようとする決定広告代理店は、広告の原稿を、持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により、原則として、広告掲出開始日から起算して14日前までに県に提出するものとする。承認を得た広告の内容の一部を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 県は、原則として、前項の規定により提出された日の翌日から起算して7日以内に、当該広告の内容について承認するかどうかについて決定する。この場合、当該広告の原稿の内容が要綱第5条の規定に該当すると認められるときは、決定広告代理店に対して当該原稿の内容の変更を求めることができる。なお、決定広告代理店がその求めに応じなかったときは、第1項の承認をしない旨の決定をすることができる。
- 4 県は、第1項の承認をするかどうかについて決定したときは、その結果を決定広告代理店に通知するものとする。

(広告掲出料の支払い)

第6 広告掲出料は、県が発行する納入通知書により、広告掲出月の前月末までに、広告掲出月分を一括して支払わなければならない。

(広告掲出の一時中止)

第7 県は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合は、決定広告代理店に連絡した上で、広告の掲出を一時的に中止することができる。

(広告掲出の取消し)

第8 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 第6の規定により指定した日までに広告掲出料が納付されないとき。

(2) 第5の第3項の規定に基づく変更の指示に従わないとき。

(3) 第2の規定に反すると判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告掲出を取り消した場合、決定広告代理店に対し取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告掲出を取り消した場合で、既に広告掲出料が納付されているときは、広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の返還等)

第9 県は、決定広告代理店の責に帰さない理由により、当該広告を決定広告代理店が掲出できなかったときは、当該掲出できなかった広告の規格に応じて算出した額について、当該掲出できなかった期間に応じて日割り計算により算出した金額を決定広告代理店に返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1月単位につき2日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

3 第1項の場合のうち、県の責に帰すべき事由により広告を修復、撤去又は再度設置する必要が生じた場合は、当該修復、撤去又は再度設置に要した経費相当額について、広告掲出料を返還する。この場合において、前項の規定を準用する。

(広告の不掲出に伴う広告掲出料の取扱い)

第10 県は、決定広告代理店が広告を掲出しなかったときでも、決定広告代理店の責めに帰すべき事由による場合は、決定広告代理店に対し、広告掲出料を請求することができる。この場合において、決定広告代理店は、県に対し、広告掲出料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(支払遅延)

第11 決定広告代理店は、広告掲出料を県の定める期日までに支払わなかったときは、当該広告掲出料について遅延日数に応じ会計規則第120条第1項の規定による率で計算した違約金を県に支払わなければならない。

2 県は、決定広告代理店が広告掲出料を県が定める期日までに支払わなかったときは、決定広告代理店が当該広告掲出料を支払うまでの間、この契約に基づく広告の掲出を中止することができる。この場合において、決定広告代理店は、県に対し、広告掲出料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(苦情等の処理等)

第12 決定広告代理店は、県に対し、決定広告代理店が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとする。

2 決定広告代理店は、決定広告代理店の責に帰すべき事由により、広告代理店が作成した広告に対する苦情、損害賠償請求等を第三者から県が受けたときは、決定広告代理店の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 決定広告代理店は、決定広告代理店が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利

を侵害していることを理由として県に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

- 4 県は、決定広告代理店が作成した広告を掲出したことにより決定広告代理店に損害が発生した場合でも、決定広告代理店に対して何らの責任を負わない。

(契約条項)

第13 契約条項は、別紙2のとおりとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、広告掲出について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和2年11月24日から施行する。

別紙1 広告の掲出位置、規格及びデザイン

1. 広告の掲出位置、規格

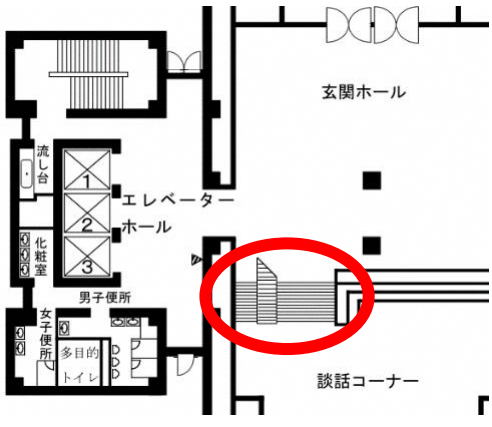
【第2庁舎1階エレベーター外扉面】

位置図	写真
規格	フィルムラッピング (H2, 100mm×W1, 000mm) 3機 3枠
備考	○エレベーターの動作に影響がないように広告を貼り付けすること。 ○エレベーター扉の開閉のために、広告媒体の中心を裁断する必要があるの のでその旨を考慮に入れた上で、図案を検討すること。 ○フィルム剥離後に粘着剤等の残留がなく、貼り付け箇所に跡が残留しない ようにすること。 ○ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンを 含有しないか含有が極めて少ない材料を使用すること。 ○扉面に穴が開く等原状回復が困難な取付方法（ビス止め等）は不可とする。 ○エレベーターの改修工事等の際は広告物の撤去等を指示する場合がある。

【第2庁舎1階ロビー柱】

位置図	写真
規格	B3 サイズ (364mm×515mm) の範囲内で縦横はいずれでも可 7枠
備考	○ポスター取付位置は県へ協議すること。 ○壁面に穴が開く等原状回復が困難な取付方法（ビス止め等）は不可とする。

【第2庁舎1階階段ステップ】

位置図	写真
	
規格	フィルムラッピング（上から3段目まで H140mm×W2, 740mm 及び H140mm×W620mm、上から4段目から8段目まで H140mm×W4, 740mm） 全8段 1 枠
備考	○デザインは、全段を連続で使用し、遠近感のある広告として掲出する事も可能とする。 ○歩行の邪魔にならないように広告を貼り付けすること。 ○フィルム剥離後に粘着剤等の残留がなく、貼り付け箇所に跡が残留しないようにすること。 ○ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンを含有しないか含有が極めて少ない材料を使用すること。 ○ステップ面に穴が開く等原状回復が困難な取付方法（ビス止め等）は不可とする。

2. デザイン

第2の規定に適合する内容とするほか、県が推進する施策等を応援する旨のキャッチコピーを広告表現の一部に使用したデザインを推奨する。なお、キャッチコピーの文例案は下記のとおり。

- ・〇〇は、「星取県」を応援します。
 - ・〇〇は、あいサポート運動に取り組んでいます。
 - ・「和牛王国とっとり」を〇〇は応援します。
- 等

別紙 2

鳥取県庁第 2 庁舎への広告掲出に関する契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、鳥取県庁第 2 庁舎の広告枠へ広告を掲出する権利を乙に売り払うことについて、次のとおり契約を締結する。

（権利を売り渡す広告の位置等）

第 1 条 広告の掲出位置等は、次のとおりとする。

（1）広告掲出期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（2）広告を掲出する位置及び規格

広告を掲出する位置

〇〇

広告の規格

別紙「鳥取県庁第 2 庁舎広告取扱要領」（以下「要領」という。）のとおりにする。

（広告の作成及び掲出）

第 2 条 乙は、鳥取県庁第 2 庁舎への広告の掲出にあたっては、鳥取県広告事業実施要綱（平成 19 年 2 月 16 日付第 200600171610 号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）及び別紙要領に基づいて行うものとする。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、契約締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

（広告掲出料）

第 4 条 乙は、広告掲出料として、月額金〇〇〇円を甲に支払うものとする。なお、広告掲載料は消費税及び地方消費税抜きの金額であり、乙は広告掲載料の支払いと同時に甲が請求する消費税及び地方消費税相当額を別途支払うものとする。

2 消費税法等の法令改正等があった場合は、改正後の税額によるものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、これを免除する。

又は

第 5 条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が第 1 条の規定により義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に還付する。

※免除規定により契約保証金が免除される業者は上段、免除されない業者は下段

（契約の解除）

第 6 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により県がこの契約を解除した場合においては、乙は、解除した日以降、広告が掲出されなかった期間に係る広告掲出料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙は県に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

第 7 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として第4条の広告掲出料に12を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（権利の譲渡等）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（合意管轄裁判所）

第10条 この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をその合意管轄裁判所とする。

（その他）

第11条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙